



国 監 告 第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 7 年度第 2 回定期監査
における指摘事項等の措置について、別紙のとおり公表します。

令和 7 年 12 月 25 日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 高 柳 貴美代

(写)
国政経発第 51 号
令和 7 年 12 月 15 日

国立市監査委員 庄 司 雅 様
国立市監査委員 高 柳 貴美代 様

国立市長 濱 崎 真 也

令和 7 年度第 2 回定期監査における指摘事項等の措置について（通知）

令和 7 年 1 1 月 2 8 日付国監発第 2 9 号により提出がなされた件について、下記のとおり措置を講じました。

については、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 政策経営部

担当部局長 政策経営部長 藤 崎 秀 明

以上

【指摘事項】

(1) 打刻時間と実際の出退勤の乖離について

出勤簿の出退勤の時刻について、特に、退勤時間が深夜に近いものの、時間外申請がない事例が確認された。また、職員によっては担当業務に時間を要し、処理が時間外に及ぶ責任は自己にあると帰結し、時間外を申請しない事例も聞かれた。

前提として、時間外勤務とは、あらかじめ所属長へ時間外の勤務を行うことのできることを得る、或いは所属長より時間外の勤務に従事するよう指示を受けたうえで、実際に時間外勤務を行うこととなる。これらの時間外勤務の実施方法についても今一度、庁内で周知徹底することが望まれる。

また、異動まもなくや昇任したばかりなど、一時的に時間外勤務をせざるを得ない事情があるのは致し方ない面もあると思われるが、中長期にわたり恒常的な時間外が発生している部署及び職員においては、業務の適性も含めて、全庁的な配置バランス等を確認・検討なされたい。

このとおり、出勤簿は出退勤の時刻が記録される公的な書面であることから、業務に就いた時間を正しく打刻することを徹底なされたい。

措置前の状況

出勤簿の出退勤の時刻について、特に退勤時間が深夜に近いものの、時間外申請がない事例がありました。監査の対象月から職員の欠員があり、特定の職員に負担がかかってしまう状況だったため、退勤時間は毎月確認し、退勤時間があまりにも遅い場合、または気になる職員には、その理由についての確認を行い、時間外勤務申請をするように声掛けは行っていましたが、結果的には、時間外勤務の申請がされない日が多くありました。

措置の内容

最終的には、本人からの申請がないと時間外勤務とならないため、退勤時間と実際の業務に就いた時間に乖離があった職員には、時間外勤務でないのであれば少しでも早く退勤するように、業務で残る場合には正しく時間外勤務を申請するように、健康管理の面も踏まえて徹底してまいります。

また、時間外が発生している部署や職員の平準化については、現在、資産活用担当や課税課において兼務を活用した対応を実施しております。引き続き、事務担当の変更や課内応援等、平準化に向けた必要な対応について検討してまいります。

さらに、出勤簿における適正な記録については、部内職員に勤怠のルール及びエラーの確認方法について周知するとともに、特に月末における課長職、係長職による勤怠確認を徹底することで、改善してまいります。